

## ◎ 発生予防も含めた有害動植物の防除に関する農業者に対する行政措置の導入

## 【法令名】

植物防疫法の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和 4 年 5 月 2 日 号外第 96 号 4 ページ
【法令番号】	令和 4 年 5 月 2 日 法律第 36 号
【管轄省庁】	農林水産省
【施行期日】	公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>1 侵入調査の実施及び緊急防除の迅速化</p> <p>(一) 農林水産大臣は、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与え、又は有用な植物の輸出を阻害するおそれがある有害動植物であつて、国内に存在することが確認されておらず、かつ、国内への侵入を特に警戒する必要があるもの等の国内への侵入又は国内での分布の状況を調査する事業を行うこととした。(第 16 条の 6 及び第 16 条の 7 関係)</p> <p>(二) 農林水産大臣は、緊急防除の対象となる有害動植物のうち、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与えるおそれが高く、かつ、行うべき防除の内容が明らかであると認められるものについて、緊急防除の実施に関する基準を定めることができるものとし、当該基準に従って緊急防除を行うときは、防除の内容等に関する事前の告示の期間を 10 日まで短縮することができることとした。(第 17 条の 2 関係)</p> <p>(三) 緊急に防除を行う必要があるため事前の告示を行ういとまがないときは、農林水産大臣は、その必要の限度において、告示をしないで、緊急防除に関する命令をし、又は植物防疫官に必要な措置をさせることができることとした。 (第 18 条第 2 項関係)</p> <p>2 国内に広く存在する有害動植物への対応の強化</p> <p>(一) 農林水産大臣は、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針を定めるものとし、都道府県知事は、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画 (二)において「総合防除計画」という。)を定めることとした。 (第 22 条の 2 第 1 項及び第 22 条の 3 第 1 項関係)</p>

(二) 都道府県知事は、指定有害動植物のまん延を防止するため必要があると認めるときは、総合防除計画に、指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）を定めることができることとした。（第 22 条の 3 第 3 項関係）

(三) 都道府県知事は、指定有害動植物について遵守事項を定めた場合において、当該指定有害動植物の防除が適正に行われることを確保するため必要があるときは、農業者に対し、当該遵守事項に即した防除を行うために必要な指導及び助言を行うこととした。（第 24 条の 2 関係）

(四) 都道府県知事は、(三)による指導又は助言をした場合において、なお遵守事項に即した防除が行われなため、指定有害動植物がまん延することにより農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認める場合等には、当該農業者に対し、当該遵守事項に即した防除を行うべきことを勧告することができるものとするとともに、これに従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第 24 条の 3 関係）

### 3 植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の拡大

(一) 検疫有害動植物が付着するおそれがある物品について、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととした。（第 6 条第 1 項関係）

(二) 植物防疫官は、入国者及び出国者に対して、その携帯品のうちに検査を要する植物、物品等が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、当該携帯品の検査を行うことができることとした。

（第 8 条第 8 項及び第 10 条第 6 項関係）

### 4 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部の実施

植物防疫官は、登録検査機関が、輸入国の要求に適合している旨の確認をした植物又は物品及びこれらの容器包装については、植物検疫に係る検査証明のための検査の一部を行わないことができることとした。（第 10 条第 5 項関係）

### 5 罰則の強化

国際植物検疫に係る違反に係る罰金の上限及び国際植物検疫、国内植物検疫又は緊急防除に係る違反行為を法人の代表者等がした場合におけるその法人に対する罰金の上限を引き上げることとした。（第 39 条及び第 43 条第 1 号関係）

### 6 その他

(一) 法律の目的に、有害動植物の発生の予防を追加することとした。（第 1 条関係）

## WestlawJapan 法令あらまし

	(二) 農林水産大臣は、検疫有害動植物を定める農林水産省令等を定めようとするときは、あらかじめ、有害動植物の性質に関し専門の学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならないこととした。(第5条の2第2項等関係)
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 植物防疫法（昭和25年法律第151号）</li><li>・ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）</li><li>・ 農林水産省設置法（平成11年法律第98号）</li></ul>